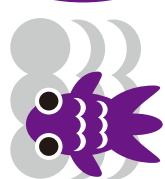


4月号



国民健康保険だより

発行／大和郡山市保険年金課 令和7年4月1日

ご世帯の中で国保資格に変更がある場合は 14日以内に手続きを!

マイナ保健証をご利用の方も
国保資格に変更がある場合は、
切り替え手続きが必要です。

4月は就職や入学、転出・転居など異動の多いシーズンです。

忘れずにお手続きください。

いずれの手続きにおいても、個人番号がわかるもの及び本人確認ができるもの（運転免許証、パスポート等）をお持ちください。



	こんなとき	届け出に必要なもの
加入するとき	他の市区町村から転入してきたとき	●住民異動届 ●マイナンバーカード
	職場の健康保険をやめたとき	●職場の健康保険をやめた証明書（社会保険資格喪失証明書など） ●マイナンバーカード
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	●被扶養者でなくなった日付のわかる証明書 ●マイナンバーカード
	子どもが生まれたとき	●住民異動届 ●母子健康手帳 ●マイナンバーカード
	生活保護を受けなくなったとき	●保護廃止決定通知書 ●マイナンバーカード
	外国籍の人が加入するとき	●在留カード
やめるとき	他の市区町村に転出するとき	●住民異動届 ●保険証（あれば） ●マイナンバーカード
	職場の健康保険に加入したとき	●職場の健康保険の資格情報のお知らせもしくは資格確認書 ●国民健康保険の保険証（あれば） ●マイナンバーカード
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	●住民異動届 ●保険証（あれば） ●会葬礼状などの喪主の氏名がわかるもの ●喪主名義の口座番号が分かるもの ●マイナンバーカード
	国民健康保険の被保険者が死亡したとき	●住民異動届 ●保険証（あれば） ●マイナンバーカード
	生活保護を受けるようになったとき	●保護開始決定通知書 ●保険証（あれば） ●マイナンバーカード
	外国籍の人がやめるとき	●出国する日付がわかるもの（出国する場合のみ） ●保険証（あれば）
その他	市内で住所が変わったとき	●住民異動届 ●保険証（あれば） ●マイナンバーカード
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯が分かれたり、いっしょになるとき	
	就学のため、別に住所を定めるとき	●在学証明書または学生証 ●保険証（あれば） ●マイナンバーカード
	保険証・資格情報のお知らせ・資格確認書をなくしたとき	●本人確認ができるもの（運転免許証、パスポート等）

※国民健康保険の加入者が75歳になった場合は、後期高齢者医療制度の加入者に自動的に移行するので、特に手続きの必要はありません。

お問い合わせ 保険年金課 給付係 53-1643

国民健康保険への加入は法律で定められています。

職場の健康保険等に加入している人、後期高齢者医療制度に該当している人、生活保護を受けている人を除いて、大和郡山市に住んでいる人はすべて国民健康保険の加入者になります。

国民健康保険に加入した場合

- ・他の市町村から転入した場合
- ・他の健康保険をやめた場合 など

保険税は

加入した月から
月割りで計算

※届出が遅れた場合も、加入すべき月（退職日の翌日、転入日等）まで遡って加入していただき、保険税を納めなければなりません。

国民健康保険をやめた場合

- ・他の市町村へ転出する場合
- ・他の健康保険へ加入した場合 など

保険税は

やめた月の前月までの
分を月割りで計算

※国民健康保険は届出がない限り、自動的に切り替わりません。また、国民健康保険の資格を喪失した後に国民健康保険を使って医療機関を受診すると、市が負担した治療費を返していただくこととなります。

加入の届け出が おくれると…

国民健康保険の資格がないため医療費を全額自己負担しなければなりません。

届出が遅れた場合、加入すべき月（退職日の翌日、転入日等）まで遡って保険税を納めなければなりません。

保険税の納付義務は、届出をした日ではなく、あくまでも異動した日に発生します。

やめる届け出が おくれると…

国民健康保険の資格がなくなっているにもかかわらず、国民健康保険を使って医療機関で受診してしまうと、国民健康保険で負担した医療費を返していただくことになります。

やめる手続きが遅れた場合、いつまでも国民健康保険加入者として登録されるため保険税がかかり続けます。

特に、職場の社会保険に加入した場合、職場から市役所には連絡が来ませんので必ず届出が必要です。自動的に切り替わりません。

任意継続制度を ご存じですか？

職場の健康保険に2ヶ月（共済組合は1年）以上加入していた人が退職した場合、退職日から20日以内に健康保険協会・健保組合などへ手続きしていただくと、最長で2年間、今までの社会保険に残ることができます。



市外に転出した 学生の方は…

国民健康保険に加入している人が、大学・高校等に就学するために市外へ転出した場合でも、引き続き大和郡山市の国民健康保険に加入し続ける特例があります。在学証明証・学生証など就学を証明するものを持参のうえ手続きをしてください。

また、卒業したり、就職した場合は、卒業証書または、職場の健康保険の資格情報のお知らせもしくは資格確認書を持参のうえ、やめる手続きをしてください。

お問い合わせ 保険年金課 給付係 53-1643

従来の保険証の新規発行は終了しています。

現在お持ちの保険証は、券面に記載のある有効期限（多くの人は令和7年7月31日）まで使用できます。令和6年12月2日より、マイナ保険証（保険証利用登録がされたマイナンバーカード）を基本とする仕組みに変わりました。

◆保険証の有効期限が切れた後はどうするの？

マイナ保険証をお持ちの人

マイナ保険証をご利用ください。
お手元の保険証の有効期限を迎える前に、被保険者資格等を簡易に把握できるよう「資格情報のお知らせ」を送付する予定です。

マイナ保険証をお持ちでない人

従来の保険証の有効期限を迎える前に保険証の代わりとなる「資格確認書」を送付します。
「資格確認書」は現在の保険証と同様に使えます。

◆マイナ保険証を使うといいことがあるの？

治療に役立てたり、お薬の飲み合わせや分量を調整したりしてもらえます。

本人の同意により医療機関等がお薬の情報や健康診断の結果を把握できるようになります。

高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

限度額適用認定書等がなくても免除されます。

マイナ保険証の使い方・保険証利用申込方法

1 受付

マイナンバーカードをカードリーダーに置いてください。

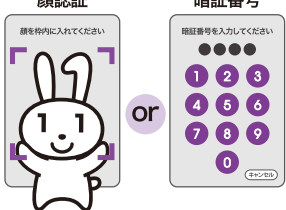


カードリーダーでマイナンバーカードを保険証として登録できます！

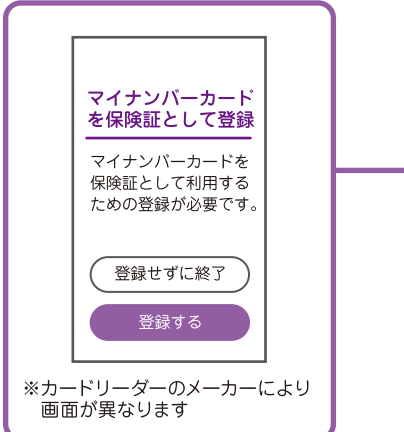
2 本人確認

顔認証または4桁の暗証番号を入力してください。

顔認証 or 暗証番号



利用登録していない場合はこのような画面が出ます。



マイナンバーカードを保険証として登録

マイナンバーカードを保険証として利用するための登録が必要です。

登録せずに終了

登録する

※カードリーダーのメーカーにより画面が異なります

この画面から健康保険証として利用するお申込みができます。

3 同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の利用について確認してください。

過去の情報を利用いたします

過去の手帳以外の診療・お薬情報を当機関に提供することになります。この情報はあなたの診療や健康管理のために利用します。

同意しない

同意する

(40歳以上対象) 過去の情報を利用いたします

過去の診療情報を当機関に提供することになります。この情報はあなたの診療や健康管理のために利用します。

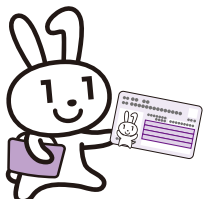
同意しない・40歳未満

同意する

※高額療養費制度をご利用の方は、続けて確認・選択をお願いします。

4 受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに！

3 へ続く

お問い合わせ 保険年金課 給付係 53-1643

【所得の申告について】

国民健康保険税は、被保険者の前年中の所得に応じて課税されます。

- ・ 所得の申告をしておらず、市役所で所得の把握ができない人
 - ・ 所得がまったくなかった人
 - ・ 遺族年金などの課税対象とならない所得のみの人 など
- 上記の人は、**申告が必要です**。

5月下旬頃に所得申告が必要な人に「令和7年度 国民健康保険税申告書」を送付します。申告書が届いた人は、令和6年中（1月1日から12月31日）の所得等を記載して、必ずご返送ください。

※見本は令和6年度のものです

※世帯の所得金額が一定基準以下の場合に、国民健康保険税の均等割・平等割を軽減する制度がありますが、前年中の所得が不明だと適用されない場合がございます。（所得の申告があれば、軽減のための手続きは必要ありません。）

【国民健康保険税の特別徴収（年金天引き）について】

特別徴収の対象となる世帯

世帯主が国民健康保険に加入している世帯で、次の①～③をすべて満たす世帯です。

- ①世帯主をはじめ、世帯の国民健康保険加入者全員が、65歳以上75歳未満であること。
- ②世帯主が年額18万円以上の年金を受給していること。
- ③国民健康保険税と介護保険料の合計額が、年金額の2分の1以下の金額であること。

※世帯主以外の人々の年金からは、特別徴収は行いません。

※世帯主が年度内に75歳に到達する場合は特別徴収対象外です。

※年度途中で税額変更があった場合など、特別徴収に加えて普通徴収でも納付いただく場合があります。

《納 期》 ●すでに特別徴収となっている世帯

4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮 徴 収			本 徴 収		
前年の所得が確定するまでは、仮算定された保険税を納めます。			前年の所得が確定した後は、年間保険税から仮徴収分を差し引いた残りを3回に分けて納めます。		

●本年度から新たに特別徴収に該当する世帯

10月から特別徴収（年金天引き）が始まります。

7月～9月までは納付書、もしくは口座振替での納付となります。

【国民健康保険税の課税限度額が変わります】

令和7年度から、国民健康保険税の税率等が以下のように変わります（県内統一税率）。

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
課税限度額	65万円 (据え置き)	22万円 → 24万円	17万円 (据え置き)

【保険税の納税相談について】

保険税を期限までに納められない世帯につきましては、分割でのご納付の相談等を受けています。窓口での混雑を避けるため、お越しいただけない場合はお電話での相談も可能です。放置せず、必ずご相談をお願いします。

